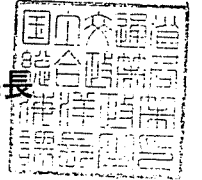




国 総 海 第 7 2 号  
平成20年12月26日

(社) 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一

国土交通省総合政策局海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び関係告示  
の改正について（通知）

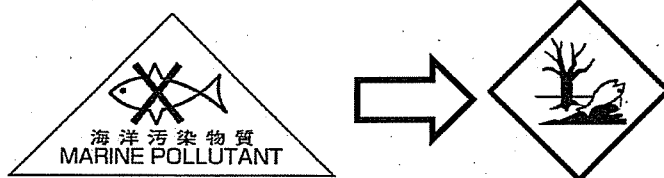
危険物の海上運送に関しては、「国際海上危険物規程」（IMDGコード）に技術基準が定められており、ばら積以外の方法で輸送する場合の基準としては、海洋汚染防止条約附属書Ⅲを通じて、我が国においても海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号、以下「施行規則」という。）及び関係告示により国内担保しているところです。

本年5月に開催された国際海事機関（IMO）の第84回海上安全委員会において環境有害物質の判定基準の追加等を内容とするIMDGコードの改正が採択されたことから、今般、施行規則及び関係告示を下記のとおり改正しました（平成20年国土交通省令第110号、平成20年国土交通省告示第1537号）。

つきましては、下記及び別添資料を参照の上、関係各位への周知をお願いいたします。

記

- ① 施行規則第37条の17第1項第1号イ(3)の内容物が海洋汚染物質であることを示す標札の様式（第四号の二様式）を変更した。



- ② 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第30条の2の3の物質を定める告示（平成4年運輸省令第323号）の船舶から排出された場合に通報が必要とされる物質について、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十



四年運輸省告示第五百四十九号)の改正にあわせ、別表第一の品名の欄(備考の品名の欄及び化学名の欄を含む。)に掲げる物質であって、肩文字「P」が付されているもの及び別表第一備考二(8)の環境有害物質の判定基準に該当するものとした。

- ③ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の17の容器及び包装を定める告示(平成4年運輸省告示第324号)の「海洋汚染物質であることを示す標札を付すことを要しない容器及び包装の基準」を、「5リットル(固体にあっては、5キログラム)をこえないもの」とした。

なお、改正されたIMDGコードの発効日は平成22年1月1日ですが、平成21年1月1日から実施される航空、鉄道及び自動車輸送の各輸送モードにおける規制との違いによる不都合を解消するため、IMOにおいても各国に同日からの実施を認めていることから、我が国においても施行日を平成21年1月1日とした上で、1年間の経過期間を設けることとしました。

また、品名がN.O.Sや包括品名であるものについては、化学名も記載することとされていることから、施行規則第37条の17第1項第1号イ(2)の品名及び同号二(1)の品名についても、N.O.Sや包括品名であるものについては、化学名も記載されますようお願いいたします。

例1 (N.O.S) 国連番号 1993  
品名 その他の引火性液体類  
→ その他の引火性液体類(酢酸ノルマルプロピル、di-n-butyltin-di-2-ethylhexanoate)

例2 (包括品名) 国連番号 1263  
品名 塗料  
→ 塗料(トリエチルベンゼン)

(本件に関する連絡先)  
国土交通省総合政策局海洋政策課  
田中、澤田  
TEL : 03-5253-8267 (直通)